

確認書類一覧表

※ 詳細については、別添「確認書類について」をご参照下さい。

必要書類		備考
必須書類	1 <input type="checkbox"/> 工事経歴書(様式第2号)	毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出
	2 <input type="checkbox"/> 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出
	3 <input type="checkbox"/> 消費税確定申告書の控え及び添付書類 <input type="checkbox"/> 消費税納税証明書(その1)「原本」	消費税納税証明書(その1)「原本」については、電子申請し、e-Taxから納税情報の取得を行っている場合は添付不要
	4 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 又は 注文書及び注文書	・工事経歴書に記載した工事のうち、申請業種ごとに請負金額の上位3件(元請・下請問わず)について提出 ・変更契約(金額変更・工期変更)についても提出 ・上記にJV受注工事が含まれる場合は、共同企業体協定書を提出 ・工事進行基準を適用している場合は、別表1(P25参照)を提出
	5 <input type="checkbox"/> 法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)等) <input type="checkbox"/> 貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)	・貸借対照表及び損益計算書の写しは、毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出
	6 <input type="checkbox"/> 技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明	□健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収税額を通知する書面 ・審査対象外の職員等については、「塗りつぶす等」表示しないこと ・30名を超える場合は、技術職員名簿の通番を記入すること
	7 <input type="checkbox"/> 技術職員の雇用期間の証明	□健康保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知証 ・前回提出した技術職員名簿等に記載があり、引き続き継続して雇用されている職員については添付不要 ・健康保険証提出の際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをすること ・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)がいる場合は、「確認書類について」P3参照のこと ・資格取得日、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認
	8 <input type="checkbox"/> 技術職員の資格等の証明 (検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等) *「1級国家資格者相当かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)を提出	・前回提出した技術職員の資格の変更が無い場合は省略可能 ・ただし、省略する場合は、前回提出済みの技術職員名簿を添付 ・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証は毎回提出 ・基幹技能者の方は「登録基幹技能者講習修了証」を提出
その他確認書類(その他の審査項目の項番に該当する場合のみ必要)	9 【項番41】雇用保険の加入	□労働保険概算・確定保険料申告書及び申告した保険料の納入に係る領収済通知書 □労働保険料等納入証明書「原本」 いずれか1点を提出 ・労働局の受付印が押印されているものを提出
	10 【項番42】健康保険の加入	□健康保険の保険料の納入に係る領収証書 □納入証明書「原本」 いずれか1点を提出 ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面を提出
	11 【項番43】厚生年金保険の加入	□厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書 □納入証明書「原本」 いずれか1点を提出 ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面を提出
	12 【項番44】建設業退職金共済制度の加入	□建設業退職金共済事業加入・履行証明書「原本」
	13 【項番45】退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入	退職一時金 □中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面「原本」 □特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面「原本」 □労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規程部分を含める) 厚生年金基金 □厚生年金基金への加入を証明する書面「原本」 □適格退職年金契約書 □確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面「原本」 企業年金 □確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面「原本」 □資産管理運用機関との間の契約書 いずれか1点を提出
	14 【項番46】法定外労働災害補償制度の加入	□(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面「原本」 □(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面「原本」 □(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面「原本」 □中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面「原本」 □労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券 いずれか1点を提出 ※次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象とならない ①通勤災害(下請負人に係るものを含む)が含まれていること ②申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も含まれること ③死亡及び後遺障害1級～7級までにかかる障害補償給付及び傷害給付があること
	15 【項番49・50】CPD単位取得数、技能レベル向上者数	□CPD単位数を証する書面 □認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書面 □(技能者数を示すものとして)審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 ・技術職員名簿に記載のない技術者で、CPD単位を取得したものがある場合は、CPD単位を取得した技術者名簿(別記様式第4号)を提出すること ・技能者名簿(別記様式第5号)を必ず提出すること ※「確認書類について」P8参照
	16 【項番51・52・53】ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	以下の認定を取得していることを証する書面の写し □えるぼし認定(第一段階、第二段階、第三段階)、プラチナえるぼし認定 □くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 □ニュースール認定 ・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類を提出 ・審査基準日前に各認定を受けていても、審査基準日において認定取消又は辞退がなされていないことが必要
	17 【項番54】建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	□建設工事に従事する者の終了履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面(様式第6号) ・審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事が対象
	18 【項番56】民事再生法又は会社更生法の適用	□民事再生又は会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面
	19 【項番57】防災協定の締結	□国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書 ・加入している団体が防災協定を締結している場合は、加入団体から活動義務を負っている事の証明書(原本)及び協定書を提出
	20 【項番60】監査の受審状況	①有価証券報告書若しくは監査証明書 ②会計参与報告書 ③建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類(別記様式第2号)」に自らの署名を付したものの「原本」 ①～③のいずれか1点を提出
21 【項番61・62】公認会計士等の数	□登録証、合格証又は講習修了証等 ・継続的な研修の受講等によって、最新の会計情報等に関する知識を習得していることが必要(R3.4.1～) ※R5.3月末までは、H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、引き続き評価の対象	
22 【項番63】研究開発費	□注記表(様式第17号の2) ・会計監査人設置会社のみ対象 ・今期、前期の2期分を提出	
23 【項番64】建設機械の保有状況	□売買契約書又はリース契約書 □特定自主検査記録表又は自動車検査証又は移動式クレーン検査証 □建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表(別表2) ・リース契約の場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有する場合に限る ・別表2(P26参照)を提出すること	
24 【項番65・66・67】国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	□エコアクション21の認証を受けていることを証明する認証・登録証 □ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類、付属書 □建設機械の保有状況、エコアクション21、ISOの取得状況一覧表(別表2) ・認証範囲に建設業が含まれていない場合、建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合を除く ・別表2(P26参照)を提出すること	

※「原本」と記載されていないものは、写しをご提出下さい。(できる限り両面コピーにてお願いします)
※ 上記以外の場合も、追加で確認書類の提出を求めることがあります。
※ 電子申請でバックヤード連携されていれば、一覧表の8、21など、添付が不要となるものがあります。

確認書類について

国土交通大臣許可業者については、経営事項審査に係る「経営規模等評価」を申請する際に、申請書等（経営規模等評価申請書、別紙一、別紙二及び別紙三ほか）と併せて「確認書類」を提出して下さい。

※「確認書類」の内容等については、東北地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象としたものであり、各県知事許可業者については、当該各県の担当部局へ確認願います。

「確認書類」は全部で24種類に分類されてますが、申請内容によっては提出が不要な書類もあります。また、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

なお、**確認書類は返却しないため、「原本」と記載されていないものはコピー等を提出して下さい。**（コピーはできる限り両面コピーにてお願いします。）

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）にて電子申請する場合は、忘れずにPDFにて添付すること（添付不要と記載のあるものを除く）。

『1』 工事経歴書（様式第2号）

- ・ 事業年度終了に伴う変更届出書にて提出しているものを再提出すること。
- ・ 記載方法は、「経営事項審査の手引きP14～16」を参照すること。

『2』 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

- ・ 事業年度終了に伴う変更届出書にて提出しているものを再提出すること。

『3』 消費税確定申告書及び添付書類(付表2)並びに消費税納税証明書(その1)「原本」

確定申告書について

- ・ 確定申告書の申告者控えで税務署の受付印があるもの。
- ・ e-taxを利用した申告を行っている場合は、「送信データ受付メッセージ」（提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認出来るもの）を印刷したもの。

消費税納税証明書（その1）

- ・ 審査基準日を含む審査対象事業年度のもので、発行後3ヶ月以内のもの。
- ・ 電子納税証明書の場合については、電子証明書を印刷したもの。
- ・ J C I Pにて、e-taxから納税情報の取得処理を行った場合は添付不要。

『4』 工事請負契約書 又は 注文書及び注文請書

- ・ 工事経歴書に記載されている工事のうち、元請・下請の区別なく請負金額の

上位3件の契約書等を提出すること。(申請業種ごとに必要)

- ・当初契約の締結後において、請負代金又は工期に係る変更契約が締結された場合は、当該変更契約書もあわせて提出すること。
- ・注文書及び注文請書の場合は、一対(両方)として提出すること。
- ・JVとして受注した工事については、共同企業体協定書を提出すること。
- ・工事進行基準を適用している申請者は、「経営事項審査の手引き P 25 (別表1 工事進行基準適用工事一覧表)」を提出すること。
- ・契約書等については、余白部分に業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入すること。(例:土木一式工事の工事経歴書の2番目に記載した契約書等「土-2」)

『5』法人税申告書(別表十六(一)及び(二)等)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)

- ・経営事項審査の減価償却実施額については、法人税申告書別表十六(一)、(二)に記載されている当期償却額と別表十六(四)、(六)、(七)、(八)に記載されている償却額のうち、貸借対照表に「固定資産」として記載され、かつ「減価償却費」として費用計上されているものを計上すること。別表十六(四)、(六)、(七)、(八)で減価償却実施額を計上している場合は、それらも提出すること。
- ・減価償却実施額に計上した金額を確認するため、余白に計算式を記載すること。
- ・貸借対照表及び損益計算書は、建設業法施行規則で定められているものを提出すること。

『6』技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明

以下の資料のうち、いずれか1つ

①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面

②住民税特別徴収税額を通知する書面

- ・①、②のいずれの場合も、「技術職員名簿」、「公認会計士等」、様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」、様式第5号「技能者名簿」(レベル向上者のみ)に計上されている職員等の部分のみを提出すること。
※必要のない職員等の情報は”塗りつぶす”等の措置を行い、表示しないこと。
※30名を超える場合は、技術職員名簿等の通番を記入すること。
- ・それぞれの通知に関する算定基準日以降に入社した等の理由で、当該通知書に氏名の記載がない者については、その者に関する届出等の書面を提出すること。
(例:社会保険に係る「標準報酬決定」の基準日である7月1日より後に入社した者については、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」など。)
- ・出向者について、出向先で常勤であれば、出向先の職員として加点の対象となる可能性がある。その場合は、確認資料として「出向協定書」、「出向契約書」等を提出すること。ただし、当該出向者の出向起算日から審査基準日までに6ヶ月を超える恒常的雇用関係があることが条件となる。(後述)

『7』技術職員の雇用期間の証明

以下の資料のうち、いずれか1つ

①健康保険加入者：健康保険証

②雇用保険加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知証

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（65歳以下に限る）がいる場合は、以下の2つも提出すること

③「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（事務取扱通知別記様式第3号）

④常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則

- ・ ①、②のいずれの場合も、「技術職員名簿」、様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」、様式第5号「技能者名簿」（レベル向上者のみ）に計上されている職員等の分を提出すること。
- ・ ①、②について、前回提出した上記技術職員名簿等に記載があり、引き続き継続して雇用されている職員については添付不要
- ・ 健康保険証の提出の際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをすること。
- ・ 技術職員名簿に記載されている生年月日順に添付すること。
- ・ A4版の用紙1枚に、複数人分の保険証等を添付すること。
- ・ 健康保険証の資格取得年月日が、審査基準日以前に6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を加点対象とする。

例：（審査基準日）	（6ヶ月と1日前）
令和 3年 3月31日	令和 2年 9月30日
令和 3年 4月30日	令和 2年10月29日
令和 3年 8月31日	令和 2年 2月28日
令和 3年10月31日	令和 3年 4月30日
令和 4年 4月 1日	令和 3年 9月30日
令和 4年 6月15日	令和 3年12月14日

※『6』、『7』の審査を通じて、健康保険法、最低賃金法等の他法令違反の疑いがある場合には、恒常的な雇用関係が確認できないため、技術職員として認められないことがあります。

『8』技術職員の資格等の証明

技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面

- ・建設業法に基づく技術検定、またはその他の法令に基づく試験等の合格者については、合格証を提出すること。ただし、前回提出した技術職員の資格に変更が無い場合は、前回提出した技術職員名簿、監理技術者資格者証を提出すれば省略可能とする。
- ・**技術職員名簿の講習受講欄に「1」と記載した場合は、監理技術者講習修了証を提出すること。その際、講習の「修了年月日」について留意すること。（加点対象となるのは、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限定されている。）**
- ・登録基幹技能者については、**登録基幹技能者講習修了証**を提出すること。
- ・実務経験を有するとして、技術職員名簿に記載した者については、建設業法施行規則で定められている「実務経験証明書」を提出すること。なお、建設業許可で既に提出済みの実務経験証明書の写しでも認める。
- ・具体的な指定学科の詳細について不明な場合は、申請前に東北地方整備局建設産業課に確認すること。
- ・**J C I Pにて、資格番号等、監理技術者資格者証交付番号を入力することでバックヤード連携されている場合は、それぞれ技術検定合格証明書、監理技術者資格者証の添付は不要。**

『9』雇用保険の加入

以下の資料のうち、いずれか1つ

①労働保険概算・確定保険料申告書及びこれにより申告した保険料納入に係る領収済通知書

②雇用保険料納入証明書等「原本」

- ・領収済通知書は審査基準日を含む期間に係るものを提出すること。
- ・雇用保険料納入証明書等を提出する場合は、原本を提出すること。

『10』健康保険の加入

以下の資料のうち、いずれか1つ

①健康保険の保険料納入に係る領収証書

②健康保険の納入証明書「原本」

- ・領収証書は審査基準日を含む月に係るものを提出すること。（例：審査基準日が3月31日の場合は、3月分の領収証書）
- ・健康保険の納入証明書は、原本を提出すること。
- ・年金事務所が発行する、「社会保険料納入確認書」でも認める。

『11』厚生年金保険の加入

以下の資料のうち、いずれか1つ

①厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書

②厚生年金保険の納入証明書「原本」

- ・領収証書は審査基準日を含む月に係るものを提出すること。(例：審査基準日が3月31日の場合は、3月分の領収証書)
- ・厚生年金保険の納入証明書は、原本を提出すること。
- ・年金事務所が発行する、「社会保険料納入確認書」でも認める。

『12』建設業退職金共済制度の加入

建設業退職金共済事業加入・履行証明書「原本」

- ・建設業退職金共済事業本部または各県支部の発行する加入・履行証明（経営事項審査用）の原本を提出すること。
- ・正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていない場合は、加点対象とならない場合がある。

『13』退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入

以下の資料のうち、いずれか1つ

【退職一時金制度に関する資料】

- ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面「原本」
- ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面「原本」
- ③労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約

【企業年金制度に関する資料】

- ④厚生年金基金への加入を証明する書面「原本」
- ⑤適格退職年金契約書
- ⑥確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面「原本」
- ⑦確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面「原本」
- ⑧資産管理運用機関との間の契約書

- ・審査基準日時点において、当該制度の導入を確認出来るものを提出すること。
- ・加入を証明する書面は、原本を提出すること。
- ・③については、退職金に関する規程部分を含めて提出すること。

『14』法定外労働災害補償制度の加入

以下の資料のうち、いずれか1つ

- ①（公財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面「原本」
- ②（一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面「原本」
- ③（一社）全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面「原本」

④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面「原本」

⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券

- ・ 審査基準日を含む月が保険期間（補償期間）となっているものを提出すること。
- ・ 次の全ての要件を満たすものでなければ加点対象とならない。
 - ア. 業務災害と通勤災害がいずれも対象となっていること。
 - イ. 直接使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員も対象としていること。
 - ウ. 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までを対象としていること。

『15』CPD単位取得数、技能レベル向上者数

以下の名簿を作成し提出すること

①CPD単位を取得した技術者名簿（事務取扱通知別記様式第4号）

技術職員名簿に記載のない技術者で、CPD単位を取得したものがいる場合

※記載できるのは、二級技士補の者（審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限る）

②技能者名簿（事務取扱通知別記様式第5号）

①を評価する場合は必ず提出必要（0人の場合でも提出すること）

※技能者名簿の記載対象者は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限る）

以下の確認資料を提出

①CPD認定団体によるCPD単位数を証明する書面

②能力評価（レベル判定）結果通知書

③（技能者数を示すものとして）審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿

- ・ 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
 - ※計上できるのは、技術者1名につき1団体分のCPD単位のみ。
 - ※各技術者のCPD単位の上限は30。
- ・ 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価する。
 - ※控除対象者は、審査基準日の3年前の日以前にレベル④の評価を受けていた者。

『16』 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

審査基準日において、以下の認定を取得していることを証する書面の写しとして、直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類を提出すること。

- ①えるぼし認定（第一段階、第二段階、第三段階）、プラチナえるぼし認定
- ②くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定
- ③ユースエール認定

- ・審査基準日前に各認定を受けていても、審査基準日において認定取消又は辞退がなされていないことが必要
- ・複数の認定を取得している場合、最も配点の高いものが評価対象となる

『17』 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）

- ・審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備した場合に加点
- ・審査対象工事とは、軽微な工事等（軽微な工事、防災協定に基づく災害応急対策、既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事をいう。
- ・審査対象工事が公共工事のみであっても、加点要件を満たしている場合は、15点の加点となる。
- ・審査対象工事に公共工事及び民間工事が含まれる場合であって、審査対象となる全ての公共工事について、加点要件を満たしている場合は10点の加点となる。

『18』 民事再生法又は会社更生法適用の有無

手続開始の決定日を証する書面

手続終結の決定日を証する書面（官報公告等）

- ・法的整理（民事再生法、会社更生法）の申立を平成23年4月1日以降に行い、手続開始の決定を受けた申請者が対象となる。
- ・再生（更正）期間の開始日は民事再生手続又は会社更生手続の開始決定日、再生（更正）期間の修了日は民事再生手続又は会社更生手続の終結決定日となる。
- ・再生（更正）期間終了後は、「営業年数」の評価をゼロ年からスタートとなる。

『19』 防災協定の締結

以下の資料のうち、いずれか1つ

- ①申請者が国、特殊法人、地方公共団体と直接防災協定等を締結している場合
→防災協定書
- ②申請者が加入している団体が防災協定等を締結している場合
→加入団体から活動義務を負っていることの証明書「原本」及び
団体が締結している防災協定書

- ・ 加入団体からの証明書は原本を提出すること。
- ・ 防災協定の活動内容について、別途確認する場合があります。

『20』 監査の受審状況

以下の資料のうち、いずれか1つ

- ①有価証券報告書若しくは監査証明書
- ②会計参与報告書
- ③建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」（事務取扱通知別記様式第2号）に自らの署名を付したものの「原本」

- ・ ①については、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの以外については、加点対象とならない。
- ・ ③については、「『6』 技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明」で計上した常勤の職員で、資格を有する者の署名に限る（2級建設業経理事務士の署名では加点対象とならない。）。

『21』 公認会計士等の数

登録証、合格証等の資格又は研修等の受講を証明する書面

- ・ 継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識習得していることが加点の対象となる。
 - ①公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
(公認会計士として登録されていることが前提)
 - ②税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
(税理士として登録されていることが前提)
 - ③1級登録経理試験に合格した者で、合格した日の属する年度の翌年度の開始から起算して5年を経過しないもの、又は登録経理講習の1級講習を受講した者で、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年経過しないもの
 - ④2級登録経理試験に合格した者で、合格した日の属する年度の翌年度の開始から起算して5年を経過しないもの、又は登録経理講習の2級講習を受講した者で、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年経過しないもの

※令和5年3月末までは、平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、引き続き評価の対象とする。

- ・『『6』技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明』で計上した常勤の職員であること。
- ・J C I Pにて、合格番号を入力することでバックヤード連携されている場合は、証明書類の添付は不要。

『22』研究開発の状況

注記表（様式第17号の2）（2期分）

- ・加点対象となるのは、**会計監査人設置会社に限定**されている。
- ・会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの以外については、加点対象とならない。
- ・審査対象事業年度と前審査対象事業年度の2期分を提出すること。

『23』建設機械の保有状況

①売買契約書（自己所有の場合）又はリース契約書等（リース契約等の場合）

②特定自主検査記録表又は自動車検査証又は移動式クレーン検査証

③建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表（別表2） **※①～③を全て提出**

- ・加点対象となるのは、以下に限る。
 - ◆建設機械抵当法第2条に規定する建設機械のうち、次に掲げるもの。
 - ショベル系掘削機**：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
 - ブルドーザー**：自重が3トン以上のもの
 - トラクターショベル**：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
 - モーターグレーダー**：自重が5トン以上のもの
 - ◆土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状欄に「**ダンプ**」、「**ダンプフルトレーラー**」又は「**ダンプセミトレーラー**」（以下「**ダンプ車**」という）と記載があるもの
 - ◆労働安全衛生法施行令に規定する**移動式クレーン**：つり上げ荷重3トン以上
 - ◆労働安全衛生法施行令に規定する**高所作業車**：作業床の高さが**2メートル以上**
 - ◆労働安全衛生法施行令に規定する**締固め用機械**、**解体用機械**
- ・リース契約の場合は、**審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間**を有する場合に限る。（**期間が満たない場合は、リース契約後も引き続き保有することについて申出すること**）
- ・ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー、**高所作業車**、**締固め機及び解体用機械**については、労働安全衛生法に基づく「**特定自主検査記録表**」、ダンプ車については道路運送車両法に基づく「**自動車検査証**」、移動式クレーンについては労働安全衛生法に基づく「**移動式クレーン検査証**」を提出

すること。

- ・ 締固め用機械には「ローラー」（「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」）が該当する。なお、自走可能なハンドガイドローラーも加点対象となるが、自走能力がないものは加点対象とならない。
- ・ 解体用機械には、「ブレーカ」及び「鉄骨切断機」「コンクリー圧碎機」「解体用つかみ機」が該当する。
- ・ ダンプ車において、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては加点対象とはならない。
- ・ **建設機械の種類、形式、型番等を記載**した、別表2を提出すること。
- ・ 申請様式に15台以上記載した場合は、記載した台数全ての確認書類を提出すること。

『24』国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

①エコアクション21について、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けていることを証明する書面（認証・登録証）

②ISO9001（品質管理）の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書

③ISO14001（環境管理）の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書

④建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表（別表2） ※①～④を全て提出

- ・ 認証範囲に建設業が含まれない場合、**建設業法上の営業所が全て含まれていない場合は、加点対象外**となる。そのため**付属書も提出**すること。
- ・ 提出されたもので確認できない場合には、サイト詳細情報・認証機関へ提出している手順書（の組織図）等も提出すること。
- ・ **認証範囲等を記載した別表2**を提出すること。
- ・ ISO14001及びエコアクション21の両方を受けている場合は、配点の高いISO14001のみの加点となる。

●「電子申請」における留意点

○経営状況分析結果通知書

- ・ J C I Pで申請し、認証キーを入力した場合は添付不要。認証キーを入力していない場合は、PDFにて添付すること。

○審査手数料印紙貼付書

- ・ J C I Pで申請し、Pay-easyで納付（電子納付）した場合は添付不要。電子納付しない場合は、収入印紙を貼り付ける台紙を必ずJ C I Pから出力し、収入印紙を貼り付け、記録が残る配達方法により郵送等で提出すること。